

令和5年度 第4回 長野県契約審議会

日 時 令和6年1月24日(水)

15時30分～16時37分

場 所 長野県庁西庁舎301号会議室

1 開 会

○小池企画幹

それでは、これより開始させていただきます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第4回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は、10名の委員の御出席をいただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まず御報告いたします。

この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、午後5時頃を予定しております。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の宮原より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○宮原会計管理者兼会計局長

長野県会計局の宮原でございます。昨日の新幹線の運休ですとか、今日の大雪の関係ですとか、事務局としても開催に少し気をもみましたが、皆様にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。少しホッとしております。令和6年最初の審議会ということでございまして、本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

元日に発生をいたしました能登半島の地震、大変大きな災害になりました。233名の方がお亡くなりになり、3週間たった今でもなお、いまだに1万名を超える方が避難生活を余儀なくされているということでございます。

県内では、3市町村で震度5弱を記録いたしまして、断水、それから住家の一部破損がございましたが、人的被害はなくて済みました。幸いなことでした。県では1月5日に能登半島地震の災害支援対策本部を立ち上げまして、市町村の皆様と共に、物資の

提供、職員の派遣、被災者の受入れなどの支援に取り組んでいるところでございます。

また、建設業協会さん、自治労さんなど、様々な企業・団体、それから個人による支援活動が今でも行われていると伺っております。被災地が一日も早く日常を取り戻せるように、支援を続けてまいりたいと考えております。

そんな中での今日の審議会でございますが、前回審議会での御意見に対する補足説明をさせていただいた上で、建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し、それから総合評価落札方式における工事及び業務成績評価点の評価の見直しの審議事項2項目、それから報告事項1項目を御審議いただく予定としております。

おかげさまで、今年最初ですが、今年度最後の審議会ということでございまして、今年度も契約に関する条例に基づく様々な取組を進めてくることができました。昨年度来、価格高騰対策に引き続いて、労務費の適切な転嫁というものが、公共調達分野でも1つの課題となっているところでございます。

前回の審議会でお諮りをしました消防用設備点検業務への最低制限価格の導入でありますとか、印刷の請負に係る最低制限価格の引上げなどもこれに関連したところでございますが、県も一発注者として、今後もこの点を意識した予定価格の設定や、ダンピング対策などの制度の運用に努めていかなければいけないと思っております。

委員の皆様方には、これまで同様、専門的な知見でありますとか、豊かな御経験を踏まえた忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

○小池企画幹

それでは、会議事項に入ります。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

佐々木でございます。宮原さんからお話がありましたように、大変な今年の幕開けになりましたけれども、どうか1年間よろしくお願いいたします。

また、今、話がありましたように、県庁の皆様も、建設業協会の関係の皆様、能登半島の応援に日々御努力されていまして、心から敬意を申し上げます。お疲れさまでございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、審議事項のア「前回審議会の主な意見」につきまして、事務局から御説明をお願い

いたします。

○事務局

資料1の御説明に入る前に、入札・契約事務の流れが分かる資料があると分かりやすいという御意見をいただきましたので、長野県の入札・契約事務の流れと、審議会での審議事項の関係をまとめた資料を作成いたしましたので、そちらの内容を先に御説明させていただきます。

A3の資料の前のページを御覧ください。

表の左側は、入札・契約事務に関する一連の流れ、中央は流れの中の各段階に関する県の制度、右側は契約審議会での審議・報告事項がどの段階のどの制度に関連するかを記載しました。

事務の流れを御説明しますと、「資格審査」「案件ごとの入札・契約」「履行」と、大きく三つに分かれます。資格審査では、従業員数や売上高などの客観的事項と、信州企業評価項目により総合点を算出し、点数に応じてA、B、Cなどの等級を付与します。また、随時の手続になりますが、法令違反等により契約の相手方として不適当と認めるものについては、一定期間入札参加資格を停止します。停止の期間は県の選定委員会で決めています。

続いて、案件ごとの入札・契約では、入札参加資格設定として、A、B、Cなどの入札に参加可能な等級や、県内に本店を有することなどの地域要件などを設定します。併せて、最新の単価を使用して積算をするなど、適切な予定価格の設定を行っています。

その後、公告・入札を行い、ダンピング防止の制度である低入札価格調査制度や最低制限価格制度のほか、一般競争入札、総合評価落札方式など、各契約方式に応じて契約の相手方を決定し、契約を締結します。

契約後、物価高騰、最低賃金の上昇などによる変更契約や、清掃等の業務におきましては、賃金実態調査を行っております。

業務の履行完了後、業務内容の検査と建設工事などでは成績評定を行い、その評定を信州企業評価項目や総合評価落札方式で評価をしております。

この一連の流れの中での前回と今回の会議事項は、右側に記載をしております。例えば、前回の入札参加資格の見直しは、表の一番上の入札参加資格審査に関係します。また、今回の総合評価落札方式における評価項目の見直しは、下線を引いておりますが、表の中ほど、契約方式の中、総合評価落札方式における議論となっています。

今後審議会の際は、毎回添付して、どの部分の審議か分かるようにお示しをしていきたいと考えております。

続きまして、審議事項のア「前回審議会の主な意見」について御説明いたします。

1ページの資料1-1を御覧ください。11月16日に開催いたしました令和5年度第3回契約審議会の主な意見を、要約して整理させていただいたものになります。

資料の内容につきましては、審議会でのやり取りを抜粋してまとめたものとなっております。誤った要旨となっていないか、御確認をお願いいたします。

このうち、一番上の木下委員の御意見については、この後、技術管理室から、その下の濱委員、佐々木会長、栗田委員からの御意見につきましては、森林政策課から続けて御説明をさせていただきます。

では、説明者を代わります。

○事務局

それでは、皆様お手元の資料 1-2 を御覧ください。前回の審議会で御意見のありました加点上限のシミュレーションと他県の状況につきまして御報告いたします。

項目 2 の「加点上限のシミュレーション結果」を御覧ください。

現行では、新客観点数の最大合計点は 405 点ですが、申請者の加点上限は、経営事項審査における総合評定値の 25% を上限としております。例えば、評定値が 800 点の申請者の加点上限は 200 点、評定値が 1,000 点の申請者の加点上限は 250 点となります。

下の表を御覧ください。表には、登録者の多い土木一式、とび土工コンクリートにおいて、加点上限を、20%、15% に下げた場合の加点上限に達する事業者数とその割合を示しております。土木一式では、上限の 25% に達している事業者さんは 5 者で、0.4% とごく僅かですが、上限を 20% に下げると 78 者で 5.7%、15% に下げると 282 者で 20% と、上限に達する事業者の割合が増えてきます。

右の表で示していますとび土工コンクリートでも、25% の上限に達している者は 35 者、3.4% ですが、上限を 15% に下げると 328 者、32% が加点上限に達しています。他の業種でも同様の傾向でした。

入札参加資格審査における加点項目につきましては、政策誘導の意味があります。このため、上限に達している事業者がごく僅かであれば、現状は加点項目に対してインセンティブが十分に見込まれると考えております。

続けて、「3 他県の状況」について御覧ください。令和 5 年 12 月に、各都道府県に対して照会した結果、全ての都道府県で入札参加資格審査にそれぞれの都道府県独自の審査項目を設定していました。その審査項目数は、少ないところで 3 項目、多いところで 39 項目と、平均で約 17 項目でした。

また同様に、審査項目の合計点は、少ないところで 103 点、多いところで 930 点、平均で約 430 点でした。

これら加点項目数と加点の合計点につきましても、長野県の状況は全国的に見ても平均的な水準で、妥当であると考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○事務局

資料 1-3 「入札参加資格における労働災害の取扱い」を御覧ください。

入札参加資格における労働災害の取扱いを整理いたしました。

1 の右の表、「労働災害に係る信州企業評価項目の減点」を御覧ください。建設工事においては、減点は指名停止のみですが、森林整備は、労働災害と指名停止のそれぞれで減点を行うように定めています。

次に、左の (1) を御覧ください。前回の令和 4 年の審査において、森林整備における労働災害の減点がどれだけ行われたかを記載しました。①の休業 4 日以上労働災害による減点が 32 事業者で行われまして、最大は、森林組合におけるマイナス 110 点でした。前回審議会の質疑において、マイナス 90 点と御説明いたしましたが、訂正をさせていた

できます。

②は労働災害のうち死亡による減点が1事業者あり、1人でマイナス50点としたことを示しています。

次に(2)を御覧ください。同様に、入札参加資格停止による減点を記載しました。建設工事、森林整備ともに、月数×マイナス10点としており、建設工事は1者が1か月以内の停止によるマイナス10点、森林整備は2者が同様にマイナス10点でした。

次に、2を御覧ください。表の中央ですが、県内の5年間における全産業、建設業、林業における労働災害の発生人数です。従事者数が異なるため、単純に比較はできないことから、表右側の死傷年千人率により比較しますと、林業における死傷災害発生割合は、全産業の約10倍、建設業の約5倍と多くなっております。

死傷年千人率は県内では公表されておりませんので、県発注の森林整備業務に従事する技術者約1,900人、2年間の労災事故延べ57人から試算しますと、約15%となりまして、正確ではありませんが、全国の傾向と同様だと考えております。

次に3を御覧ください。林業の労働災害の発生数のワースト1位は、伐採木、付近の枯損木などの「激突され」災害、ワースト2位には、チェーンソー、刈払い機による切傷の「切れ・こすれ」災害、ワースト3位は「飛来・落下」「墜落・転落」「転倒」災害がそれぞれ同数です。このうちワースト1位、ワースト2位は林業に特徴的な内容であり、発生時に重傷となる可能性が高いと思われまます。

最後に4を御覧ください。所定の様式で受注者から発注者及び労働基準監督署あてに事故報告が行われ、その後、事業者の責任が明白だと認められた場合にのみ、入札参加停止措置を行う制度でございます。その期間は、県の選定委員会が定めています。

御意見をいただきました労働災害の休業日数による点数の細分化については、労働災害を4日以上休業と位置づけていること、休業終了の報告を求めておらず、実休業期間の把握ができないことから細分化は困難だと考えております。

また、森林整備、林業は、斜面でチェーンソーや刈払い機を使う非常に危険な作業であること、労働災害の発生率が他産業と比較して著しく高いこと、及び事業者が作業する者に対し特別の教育を行う義務があることから、減点により作業員、事業者、双方の安全管理に対する意識を高め、事故を抑止したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。前回の審議会の意見につきましては、皆様にも事前に御覧いただいていると思うんですが、前回出た御質問について、県庁のほうから丁寧に御説明いただきましたけれども、それを踏まえまして、さらに御意見とか、御質問がありましたら、どうぞ。

○木下委員

新客観点数の調査をいただきましてありがとうございました。非常によく分かりました。他県と均衡が取れており妥当と考えるという結論でしたが、ちょうど時期を合わせまして、私も協会員にアンケート調査をいたしました。6割の会員から返答をもらいまして、その

うち8割から「現行の上限25%が妥当である」、「了解している」という回答がありましたので、当分の間、現行の制度で行って構わないと思います。

○佐々木会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

濱委員。

○濱委員

濱でございます。細分化は難しい、林業は大事故につながりやすい等々の審議内容が、丁寧な御説明と数字で具体的に見られ、適切なんだということを理解いたしました。ありがとうございます。以上です。

○森委員

ありがとうございます。資料1・2の加点状況についてです。木下委員さんから均衡が取れていて妥当だということがありましたけれども、まとめたグラフを見ますと、項目数については多くも少なくもなく均衡が取れている感じだと思いますが、合計点に関して言うと、他県より加点が多くないのではないかと思います。均衡が取れているという評価については、どんな理由からでしょうか。

○事務局

調査の結果、他県の状況は、加点の合計点の算出が様々でした。

本県では加点上限が356点となっても、実際には経審の25%なのでだいたい200点程度が上限です。前回評定の加点平均点は、土木一式で70点ぐらいでした。

一方で、他県では700、800点などの高い点を理論上は取れるのですが、計算の仕組みが長野県とは違います。

例えば800点とか900点の県では、前年までの工事完成高や一番高い契約金額を算定表に当てはめて算出していますが、これをそのまま経営事項審査点数に足して1,500点とか1,800点になるわけではありません。経営事項審査でA、B、C、D、主観点でA、B、C、Dと、それぞれの項目でランク分けをした上で、どちらか最低のランクを採用する形になっています。

このように、この図で点数の高い都道府県と本県は、一概には比較できない状況でしたが、単純な平均点は429点、中央値は378点であったことから、概ね同じぐらいだと考えました。

○森委員

ありがとうございます。均衡が取れているかどうかということかと思いますが、その言葉が気になったところと、項目数や項目の内容を検討していくことがより大事かと思っておりますので、そんなところを吟味していく必要があるかと思っております。以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
湯本委員、お願いします。

○湯本委員

私のほうから労働災害の関係について、1点確認をしたいと思います。

私は県職員の職員安全衛生委員になっていまして、やはり林務に関わる皆さんの労働災害がとても多いという状況を改めて認識したところであります。

そんな中で確認ですが、この指名停止というのは非常に重い行政処分的なものと思われるのですが、特にこの死亡等については、刑事罰やそれに伴う指名停止もあるかと思えます。その関連性について、指名停止が先なのか、あるいは刑事罰事件が先なのか、ケースバイケースもあろうかと思いますが、具体的に何か事例がありましたらお願いしたいと思えます。

○事務局

指名停止ですが、死亡事故があつてすぐに長野県で指名停止をするわけではありません。資料下に記載している相互通報制度があり、労働基準監督署が労働基準法違反で送検するかどうかが指名停止に関わってきます。このため具体的に何が原因なのか、誰に責任があるのかという事実関係がはっきりし、送検した事実を確認してから長野県が指名停止を行うという順番になっております。

○佐々木会長

よろしいでしょうか。では、栗田委員。

○栗田委員

前回の疑問内容というのが、指名停止1か月がマイナス10点で、労働災害1人がマイナス10点で同じことなのかと思うのですが、指名停止1か月というのは、大体どのぐらいの事件なのでしょう。労働災害というのは、4日以上とは言うものの、実は恐らく4日では済まない事件が多いということだと思えますが、反対に指名停止1か月というのはどのぐらいの事件なのかというのを教えていただけますでしょうか。

○事務局

具体的な数字は申し上げられないのですが、死傷者の人数に応じて決まっております。例えば、県が発注した事業で工事関係者が死亡した場合は2週間以上4か月以内という期間になりますが、死傷者の人数によって、また原因や会社が安全管理を怠っていた度合いによって、2週間から4か月の間で決めているところです。

○栗田委員

立付けとしては、まず、事故が起きると労働災害でマイナス10点とか20点とかになって、さらにその事故が原因で指名停止まで行くと、さらにマイナス10点という感じで、例

えば、1人の方がけがをして、条件が指名停止2か月になったという場合には、合計でマイナス30点みたいな感じになっていくわけですか。

○事務局

そうです。

○栗田委員

分かりました。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、おおむね適当ということでよろしいでしょうか。

ここで事務局から補足があるようでございますので、よろしく願いいたします。

○事務局

入札参加資格の審査の内容につきまして、2回目、3回目と審議をいただきましてありがとうございました。

今後のスケジュールですが、これから県民の皆様から広く御意見を聞くパブリックコメントの手続に入りたいと思います。その取りまとめ結果につきましては、令和6年度の第1回の審議会で御報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○事務局

前回、審議事項の消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入の審議におきまして、最低制限価格の算出の基となります最低制限日額の設定について、例年1月、今回の審議会で翌年度分の報告をしますという説明をさせていただきました。来年度の最低制限価格につきましては、10月に改定されました最低賃金と、例年12月に国土交通省から公表されます令和6年度の建築保全業務労務単価から算出をしますが、今年度について、現時点で来年度の労務単価の公表が国からされておりません。このため、申し訳ありませんが、今回報告をすることができない状況でございます。

労務単価を最新の単価にすること以外に、算出方法自体は、過去審議会に報告している方法と変わりませんので、今後労務単価が公表されて以降算出をしまして、次回の審議会で改めて報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。今の点も含めまして、何か御意見がありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、おおむね適当とさせていただきたいと思っております。

続きまして、審議事項のイ、「建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し」について、担当から御説明をお願いします。

○事務局

4ページの資料2「建設工事総合評価落札方式における評価項目の見直し（若手・助成技術者の配置）（追加）」に先立って、5ページを御覧ください。

今年度の第2回契約審議会におきまして、「2 見直し内容」に記載のとおり、総合評価落札方式におきまして、若手技術者に加え、女性技術者も評価する旨、御審議いただいているところでございます。

6ページ、県の建設工事における総合評価落札方式の体系です。1に記載のとおり、建設工事における総合評価落札方式は、技術提案型、工事成績等簡易型、工事成績等簡易Ⅱ型、地域貢献等簡易型という4種類の方式で行っているところです。

一番左の技術提案型におきましては、その下の2-1に記載のとおり、発注者が求める技術提案の内容を評価するという形になりますが、そのほか、2-2工事成績等簡易型、2-3工事成績等簡易Ⅱ型、2-4地域貢献等簡易型では四角で囲っているとお手技術者の評価をしている項目がございます。

第2回契約審議会でご説明させていただいた内容は2-2工事成績等簡易型の部分の説明のみとなっておりますが、県の建設工事における総合評価落札方式では、若手と女性の技術者評価は全て行いたいということで、4ページに戻りまして、「1 見直し内容」の「1）」に記載のとおり、主任技術者への配置の加点対象については、第2回契約審議会において御審議いただきました工事成績等簡易型と同様に、女性技術者並びに若手技術者の現場代理人を評価するという形で整理しましたので、今回御審議いただきたいと思っております。

併せて、工事成績等簡易Ⅱ型、これは舗装工事に適用しているものになります。現在品質確保を目的に、主任技術者がその現場にしっかり専任していただくことを評価していますが、多様な働き方を選択できるように、品質確保の方法といたしまして、有資格者の配置も選択肢に加えて評価したいと考えています。

「1 見直し内容」の2)でございます。工事成績等簡易Ⅱ型（舗装工事）の上段、「主任技術者の専任配置」につきましても、今説明させていただいたとおり、「又は、1、2級舗装施工管理技士の配置」も評価する。また、下段「若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置」につきましても、第2回契約審議会と同様に女性技術者の配置、若手技術者（35歳未満）・女性技術者の現場代理人への配置につきましても評価する。

地域貢献等簡易型につきましても、同様にすることで、統一的に整理したいというものです。

「2 実施時期」につきましても第2回契約審議会同様、令和6年4月の公告案件から適用したいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

私から1点お願いしたいと思います。ちょうど前回の審議会から約1週間後の11月21日に信濃毎日新聞に非常に大きく、建設業の週休二日の推進という県の取組が載っていました。昨今の人員不足ですとか、人材確保に向けた取組が非常に大々的にPRといますか、大きく紹介されたのですけれども、先ほども御説明いただいたように、今回はその一環と認識をしているのですが、例えば、今回のこの女性に関わるものについても、こういった継続的なプレスというのは、非常に多くの皆さんが見ているので信頼性が高まりますので、その点、検討されているのかということと、あわせて、今、春闘の時期になりますけれども、価格転嫁の強化推進だとか、働く皆さんの賃金が上がるように両輪でうまくいくような、そんな対応もぜひお願いしたいと思ひまして、発言をしました。以上です。

○事務局

周知・PRについては建設業界に向け、建設業許可を取られている方で県のメールマガジンに登録している方がかなりいらっしゃるということで、そちらの掲載を行います。併せて、関係紙に関しても、こちらからも掲載を依頼する形で周知を図っていきたいと考えています。また、業界向けの説明会も、働き方改革の観点から、みんな一堂に会してというのではなく、例えば、ウェブ上で動画を見られるとかそんな形も含めて今後検討していきたくて考えているところです。

賃金に関しましては、公共工事の予定価格について毎月の市場調査を踏まえて、なるべく市場実態に近い価格の算出を行っているところで、そこから先の行き渡りについても、引き続きいろいろな取組をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

木下委員、どうぞ。

○木下委員

ただいまの湯本委員の御意見を受けて、建設業協会としましても、働き方改革と賃上げを会員に強く呼びかけております。おかげさまで公共事業の週休二日は、国も県もほとんど徹底できております。あとは民間の工事。特に民間の建築工事は、発注者の意向もあり、なかなか週休二日が導入できないのですが、何とか週休二日を徹底できるように、業界を挙げて運動をしておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。

○佐々木会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

濱委員、どうぞ。

○濱委員

第2回というのは、私はこの審議会に出席する初回で、いろいろ細かいところを質問させていただいたんですが、今日の資料2の見直し内容という、若手・女性技術者の配置というところの下線が引いてあるところ、2)の1.0というところと、0.25、これは新たな見直しでしたか。

○事務局

5ページの第2回契約審議会で説明させていただいた工事成績等簡易型の若手技術者(35歳未満)の現場代理人への配置につきましては、一昨年度、令和4年第3回契約審議会においてご審議いただき現在運用しているところですが、工事成績等簡易Ⅱ型と地域貢献等簡易型につきましては整理されていない状態でちょっとアンバランスとなっていたため、今回追加させていただきたく説明させていただいたところです。その追加部分につきまして、アンダーラインを引かせていただいています。

○濱委員

工事成績等簡易Ⅱ型、舗装工事、これは2回目のときの審議内容の資料には入っていませんでしたということですか。

○事務局

はい。

○濱委員

なるほど、分かりました。ありがとうございます。

とすると、この評価点の最大2点とか、点数のつけ方が私は分からなくて、これは根拠があるのでしょうか。教えてください。

○事務局

長野県の総合評価落札方式では、品質確保のために価格以外の要素を点数化した「価格以外点」と価格を点数化した「価格点」の合計値で評価しています。

例えば、工事成績等簡易型につきましては、7ページの一番下にありますように、価格以外点が2.0～21.75点の間で、価格点が78.25～98.0点の間で設定ということで、合わせて100点になるような形にしています。

この配点のバランスの検討は、企業の応札・受注の状況などを注視しながらしっかり継続してやっているところです、ほかとのバランスを見て、今の若手技術者の主任技術者・現場代理人の配置のところは0.5点、0.25点という配点が適切かと考えているところです。

次の8ページ、工事成績等簡易Ⅱ型、地域貢献等簡易型につきましては、先ほどのものよりは簡易な評価項目になっておりますが、やはりほかとのバランスを見ています。

単独で配点を決定しているのではなく、評価項目、価格、価格以外点などとのバランスということです。

○濱委員

分かりました。それであると、これから働く方の人口が減っていきます。若手の就職率や技術修得者が減る中で、なおそこを意識して加点の項目につけていくということの目的があるわけですね。昔はM字カーブと言いましたが、女性のこの年齢層のところは、昔は結構就労人口が減っていたのがだんだん上がってきたんですね。その年齢層のところも女性でだいぶ就労する人が増えてきているということ踏まえての年齢層の設定という意味合いでよろしいですか。

○事務局

年齢に関しましては、女性については問うていません。前回の資料、5ページに書かせていただいておりますが、全産業での女性の就業割合45%に対しまして、建設業の技術者の女性の割合は3%ということで、活躍の場が少ない。そういった場を増やしていく、まだまだ建設業界で活躍していただけるポテンシャルがある女性全体を引き上げたいということで、女性技術者の配置についての加点をしています。

○濱委員

反論的になります。言われていることはとてもいい方向だと思うのですが、現場の現状を考えると、この加点項目が工事成績等簡易Ⅱ型の舗装工事の部分じゃないですか。建設業で3%、舗装となるともっと少ないだろうと思われる中で、2点は加点が高いなというイメージを私はしてしまいます。森先生とも、高いねと。現実を考えると、でもそこを加点して目指すのであれば、それはそうなのかなと思いますけれども。

○木下委員

対象になる工事件数が少ないので、そんな問題ではないんです。

○濱委員

そういうことなんですね。

○木下委員

そんなに心配するほどのことではありません。

○濱委員

心配することではないと。ありがとうございます。

○佐々木会長

秋葉委員。

○秋葉委員

事務局にというよりは、むしろ業界の木下委員に教えていただければと思うんですが、今回のこの加点、私自身はポジティブに評価したいと思っています。ただ、本当にどこの産業も人手不足で、とりわけ建設業というのは今回のような大きな災害などが起これば、

なおさら玉突きで効いてきます。

木下委員にぜひ教えていただきたいのは、今回のこの加点は、いろいろな事業者さんがおられるので、延べて言うのは難しいとは思いますが、実際業界としてのインパクトはどのくらいあると理解したらよろしいでしょうか。程度で結構ですが、すごくあるのか、ちょっとしかないのか、ぜひ教えてください。

○木下委員

建設業界では、40歳未満を若手と呼ぶしかないところが悲しいところで、本来は30歳未満が適切だと思っています。それだけ若い技術者がいないことが一つ。もう一つは、30歳未満での1級土木施工管理技士の取得が難しかったことです。1級土木施工管理技士については、受検要件の変更により、将来的には30代での資格取得が増えると予想されます。若手の線引きが今の40歳から30歳ぐらいになって、初めて若手評価となると思います。

御質問のあった業界の受け止め方ですが、年間30件程度の実施となっているので動揺は全然ないと思います。逆に言うと、ここにチャンスがあるのであれば、多少無理をしても若い人・女性を雇おうという動機づけになるのではないかと思います。

女性技術者の不足も課題です。子供を産んで7、8年後に事務員として採用するのではなく、初めから技術系の職員として雇い、例えば建設ディレクターなどの資格を取らせていく中で、だんだんと技術者に育てていく。そういった動きになるのではないかと、前向きに捉えています。

○秋葉委員

ありがとうございます。人材を輩出する高等教育機関の立場でもありますので、とはいえ、どういう学部があるかは大学によって違うのですが、今のキャリアパスのことは、ぜひ頭に置いておく必要があると感じます。もちろん個々の事業者さんに分かっているのは大事なことです。それが契約審議会の中での話かどうかというところはありますけれども、やはり本当に建設とかこういうところが滞ってしまうと、社会全体のインフラが維持できなくなるという、非常に強い危機感を私は持っております。

少し引いた目で、長い目で、人材のキャリアがちゃんと育成できるような、そんなところも県としてバックアップしていかれるような、つまりいろいろな事業者さんがおられて、できる事業者さんはもうやっていらっしゃると思うんですが、とはいえ、やはり地域に災害が起こったときに、現場ですぐ出勤してくださるのは本当に現場を知っている小さな事業者さんだと思うんです。そういう方々が頑張ってくださいから、いろいろな災害のときにも、我々は迅速にインフラを復旧していけると思います。

ですから、そのレジリエンス確保という点まで少し引き延ばして、キャリア育成というところとちょっと踏み込み過ぎかもしれませんが、ぜひ挑戦するような気持ちで、それを問題意識として持っておいていただければと思います。

木下委員、ありがとうございます。

○佐々木会長

ほかに。
どうぞ。

○栗田委員

もしかしたら、私だけが分かっていないのかもしれないのですが、主任技術者というのがどういう部署なのかというのと、現場代理人というのが一つの建設工事の中でどういうポジションを占めるのかを教えていただきたいのと、あとここに「実績の少ない」と書いてあるのですが、伺っていると、むしろ早めの実績を積みさせた上で若手を入れるということであって、いきなり実績がない人をポンと入れるわけではないという感じがしたので、そのあたりについて教えていただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。まず主任技術者ですが、建設業法におきましては、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者という位置づけになっています。現場で技術的な判断があったときには、その技術者が責任を持つという立場で、技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う者という位置づけになります。

また、現場代理人というのは代理人という名のおり、社長さんに代わって工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人になります。

主任技術者は、建設業法で、国家資格や実務経験がないとなれないという位置づけです。よりキャリアをしっかりと積んでいただくという形で主任技術者への配置というものの加点にしています。

ご指摘のとおり企業の皆様は、若手をいきなりポンと現場に1人で入れていくのではなく、技術の伝承ということも含め、しっかりバックアップできる人間をサポートや指導につけていただいています。

我々のほうでも、それを踏まえ、4ページ、5ページの「2 見直し内容」に記載のとおり、主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合、また女性技術者を配置した場合には、現場代理人として、実績豊富な技術者を配置していただいた場合には、その方も評価をすることで、若手技術者・女性技術者の活躍の場の創出と同時に、技術の伝承等も図れる体制を取ってもらうことも加点できるような形を考えておまして、そういった形で、しっかり技術の伝承がなされ、若手技術者・女性技術者が経験を積むという形をつくればということと提案をさせていただいております。以上です。

○佐々木会長

確かに栗田委員がおっしゃるように、なかなか建設業法という言葉は、皆さんはよく分かっているけれども、委員の方々は必ずしもよく分からないところがありますので、これからもいろいろ出てくると思うのですけれども、どこかで簡単に説明があるとありがたいと思いました。

ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

○森委員

議論に尻尾に乗せていただく形になりますが、5ページ目、技術者の女性ないし若手の割合を向上させていくことは重要であろうというところですが、直接的に女性技術者の主任技術者への配置であったりとか、または現場代理人の配置というのはすごく大事であろうと思います。ただ、やはり間接的には、先ほど来皆さんがおっしゃっているように、女性技術者なり若手の方の技術者の登用にに向けてなにがしかの取組があったりとか、資格制度の見直しであったりとか、そういったところがあってキャリアが上がってくると考えますと、そのこのところを具体的な形にしていく必要があるのではないかと。

直接的には、先ほどの登用したというところだと思うのですが、その前の段階も変えようがあると思うので、そのこの検討についてはいかがでしょうか。

○事務局

登用につきましては、会冒頭の話していましたが、入り口の部分となる入札参加資格審査で、新卒者を採用している企業への評価、また女性技術者の登用をしている企業への評価というところを行っているところです。

キャリアを積むという点では、必ずしも主任技術者や現場代理人でなくバックアップの方を含めてというところもあるかと思います。そこについては、例えば個人の方の評価というよりは、バックアップの体制をしっかりやっている企業をしっかり評価していくようなことを、今後検討させていきたいと思っているところです。

○森委員

ありがとうございます。木下委員さん、秋葉委員さんの思いはたぶんそのあたりかと思ったので、分かりました。

○佐々木会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

先ほど来から出ているのですが、確かにこの加点をするというのは、先ほど木下委員がおっしゃったように、何でも思いついたものをやらないと世の中進んでいけないというのはあるので、大いに結構だと思うのですが、そもそも3%しかいないという女性の技術者を、これは先ほど秋葉委員がおっしゃったけれども、これが間違いなくその女性の活躍というものを進めていかないと世の中成り立たない、もちろん高齢者にも頑張ってもらわなれないといけないのですけれども、ということがあると思うんですね。

ここでの審議事項ではないんですけれども、行政としてどうやって、特に建設業とかそういうところに女性に活躍してもらおう環境をつくっていくかということ、機会がありましたらぜひ県のお考えを、今日ではないのですが、また教えていただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましてはおおむね適当ということにさせていただきます。ありがとうございました。

(2) 報告事項

総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直し

○佐々木会長

続きまして、報告事項に移ります。「総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直し」につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

続きまして9ページ、資料3でございます。先ほどの6ページ以降の資料にもございますが、総合評価落札方式では、工事及び業務の品質確保を目的に、応札者の技術力を総合的に評価する指標のひとつといたしまして、過去の工事、業務の成績評定点を評価します。成績評定点というのは、例えば、県工事をやると、県のほうで、例えば品質がどのぐらい確保されていたか、取組姿勢が真摯だったか、地域への貢献がどうだった、など点数化しまして、成績評点をする制度がございます。この成績評定点が高い方は、より地域の理解を得ている、品質の高い工事をしていただいているというような、客観的な指標として捉えておりまして、そちらのほうを評価項目として適用しているところです。

近年、建設業の企業の皆様の努力で、この成績評定点も平均点が上がってきています。品質確保につきましては一定の効果が見られている点はあるのですが、総合評価落札方式の中で、「1 現状と課題」の右側の円グラフを見ていただくと、入札に参加していただいている方の工事成績評定点につきましては、80点以上が9割、業務成績評定点においては97%が80点以上になっています。

平成20年度からこの制度を始めさせていただいておりますが、80点以上の方は上位だという考え方で、上位のグループについては80点を上限に一律に評価してきたところで、当時はこのグループの割合というのが企業の2～3割程度だったのですが、成績評定点の平均点が上がってきた結果、今9割以上の方が上位グループに入っているという形になっており、総合評価落札方式において差が付きにくい状況となっており、競争性に課題があります。

こうした状況の中で、「2 見直し内容」でございますが、制度開始時の上位グループの割合のに基づいて、現状の点数の上限を見直し、工事成績評定点を86点、業務成績評定点を84点に引き上げることが妥当ではないかということで、今回この改正を報告させていただきます。

実施時期は、令和6年4月の公告案件から適用を予定しているところです。説明は以上になります。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御質問、御意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、この件につきましては、御報告として承ったということにさせていただきたいと思っております。

では、本日は以上をもちまして予定していた議事は全て終了いたしました。特段この際
言っておきたいことがありましたら。

どうぞ。

○事務局

先ほど栗田委員から質問がありました指名停止3か月の場合は、マイナス30点ですか
という御質問ですが、確認しましたら違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

指名停止の月数は、原則として指名停止の月数×マイナス10点ですが、最大で15点ま
での減点というのが今の基準になっておりました。なお、指名停止期間が1か月に満たな
い1週間とか3週間であった場合でも、1か月相当としてマイナス10点にする基準にな
っています。訂正させていただきます。

○栗田委員

お伺いしたかったのは、労働災害と指名停止が重なった場合には、両方加算されるのか。
要するに、労働災害でマイナス10点加算されて、さらに指名停止のほうでも加算されて
合計とされるのか、それとも指名停止まで行ってしまった場合には指名停止だけの点数で
評価されるのか。

○事務局

建設部の入札参加の資格においては、指名停止のみです。

○事務局

森林政策課です。林務では加算される形でございます。

○栗田委員

分かりました。

○佐々木会長

よろしいですか。ほかに、この際御質問等ありましたら。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして予定していた議事は全て終了いたしました。事務局にお返
ししたいと思います。よろしく申し上げます。

3 その他

○小池企画幹

委員の皆様、慎重審議をありがとうございました。

では、次第3の「その他」でございます。事務局から1点お知らせがございます。令和
6年度第1回契約審議会につきましては、6月の中旬に開催を予定しております。後日担
当から御予定の確認をいたしますので、その際はどうぞよろしく申し上げます。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4 閉 会

○小池企画幹

それでは以上をもちまして、令和5年度第4回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(了)